

昭和五十一年度において埋立処分地の施設整備及びごみ処理施設の排水処理施設整備を国庫補助の対象としたところである。また、国庫補助基本額については、毎年度引上げを行い、改善を図つているところである。

なお、国庫補助率の引上げについては、現状においては困難である。

四について

地方公共団体の行う最終処分場の整備については、廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づく廃棄物処理施設整備計画に従いその推進を図ております、昭和五十一年度には、一般廃棄物の埋立処分地の施設整備の国庫補助の対象としたところである。

産業廃棄物の最終処分場の施設整備に必要な資金については長期低利の融資制度を設けています。

また、昭和四十八年度以降、港湾管理者がその業務として行つてある廃棄物埋立護岸の整備については、港湾法に基づき国庫補助の対象としているところである。

国有地の活用については、地方公共団体において具体的な要望があれば、その都度当該国有地に係る他の利用計画をも十分勘案の上対処してまいりたい。

今後大都市圏等廃棄物の最終処分が困難になると予想される地域については、関係地方公共団体等による最終処分場の共同設置構想等、最終処分場の確保に関する具体的方策を検討してまいりたい。

五について

いわゆる適正処理困難物については、その範囲、事業者の責務と地方公共団体の処理責任との関係等の検討すべき困難な問題があり、直ちに御指摘のような法制度の整備を行うことは考えていない。

(b) 特許関係団体主催の本年三月十四日の「特

国際特許分類に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年十一月二十五日

参議院議長 安井 謙殿 立木 洋

国際特許分類に関する質問主意書

国際特許分類(以下IPCという)に関するストラスブル協定は、第七十七回国会において承認された。

右案件に対する当院外務委員会における昭和五十年五月一日の審議において、同僚議員戸叶武君は理事会における全党一致の見解にもとづいた附帯決議に代わる五項目の要望(以下「要望」という)を説明し、外務委員長高橋雄之助君の要望とあわせて、宮澤外務大臣から「特許制度の国際化に対応する体制を整えますために、政府といたしましては関係省庁間で十分協議をし、努力をいたす所存でございます。」との答弁がなされた。

右答弁にもとづいてその後実施された諸施策について質問する。

一 日本特許分類とIPCに関する次の事項について説明されたい。

(1) 両特許分類の特徴および長所と欠点。

(2) 今後の分類体系の選択とその理由(両分類並用の場合はその位置づけも含む)。

(3) 検索に分類を使用する場合、ファセット分類が望ましいと思われるが、両分類ともその点充分とは考えられないでの、そのための補完手段。

二 IPCにつき次の事項を説明されたい。

(1) 分類シンボルの日本における使用状況(最近のデータにもとづき、サブクラスレベルとサブグレードレベルにおける使用頻度統計)。

(2) 「要望第三項のジュネーブ国際機関日本代表部への専任要員の確保に関する検討状況および今後の見通しにつき説明されたい。

(3) IPCにもとづく公報発行と利用に関して、次の事項につき説明されたい。

(4) 特許公報等の部門別編成をIPCを基礎に切替える予定の存否、もしあればその意義と

許情報に関するシンポジウムで、特許庁技術懇話会の発表した各国におけるIPC付与の不一致に対する対策。

(5) 前項の報告によれば米国で付与したシンボルは著しい特異性をもち、その原因が米国特許庁分類の位置づけにあると伝えられるが、米国におけるIPCの位置づけ、今後の方針およびそれに対するわが国の対策。

(6) 日本が最も進んでいる分野(例えば、エレクトロニクス関連)、日本特有の技術分野におけるIPCの不適切な点についての改正のための方策と過渡的期間における対策。

(7) IPC付与がストラスブル協定批准により義務づけられたことにもとづく対応策について、次の事項につき説明されたい。

(8) 「要望」の第一項「特許分類についての法的措置を速やかに講ずること」という形で当委員会の意志が表示されたとおり、協定にもとづく義務により特許公報等にIPCを記載することが必要になる以上、特許法の公報掲載事項に特許分類を法定化する必要があるものと考えられるが、その立法準備状況について説明されたい。

(9) 前項の「要望」第一項中に表示された分類審査機構の抜本的拡充のための施策、昭和五十三年度予算案編成作業における検討事項および今後の計画の概要につき説明されたい。

(10) IPC第三版以後の分類改正計画の進行状況およびそれに対する日本政府の提案の概要を、改正作業への過去一年間の参加状況とともに説明されたい。

(11) 公開公報の発行は公共図書館等の保管スペースと利用効率に新たな問題を引起していると伝えられるが、それに対する行政当局の措置。

(12) 分類別で閲覧に供している図書館においては、過去の公報をIPCに再編集する必要が生じると考えられる。その費用は当然国が全額負担すべきものと考えられるが、そのための措置。

(13) 公開公報の発行は公共図書館等の保管スペースと利用効率に新たな問題を引起していると伝えられるが、それに対する行政当局の見解と対策。

(14) 前記の審議にあたつて片山特許庁長官は、五年先を目途にIPCを主分類に移したい旨説明し、その理由として業務分担や公報発行体制等のIPCへの転換、既存資料の再編成、利用者へのPR等五カ年計画で準備するとの趣旨の答弁がなされ、その過重な負担が分類審査官や一般の審査官の労働強化によつて進行している実情が明らかにされている。

しかし、最近IPCへの審査体制の転換がきわめて近い将来になされようとしていると伝えられるが、質疑の内容にてらしてその方針にはいくつかの疑問があるのでただしたい。

(15) 前記片山長官の答弁の時点における五カ年計画について、その内容を項目別に決定機関およびその日付を付して説明し、その後の進行状況および変更があつた場合には、その内容および理由を説明されたい。

(16) 前記審査体制の転換の真偽を明らかにされたい。若し事実とすれば

(1) それに関する検討の概要とスケジュール。

スケジュール。

(2) 「要望」第三項の「周知徹底」のために講じた施設および今後の予定。

(3) 同第四項の実施のための施策と今後の予定。

(4) 公共図書館に対する特許公報の配布状況と閲覧に供する公報の態様(番号順か分類別か)。

<p>(イ) 特許文献のバックデータ分のIPC付与作業につき次の事項を説明されたい。</p> <p>(ロ) 前項に対する行政当局の見解と対策について説明されたい。</p> <p>(ハ) この作業は、当初WIPOのCAPLI計画の一環として開始され、その後ドキュメント再編計画のベースにするよう計画変更されたと云えられるが、この目的変更に応対する性格および作業内容の変化についての概要。</p> <p>(ニ) 公開および公告のためのアップデータ分およびバックデータ分のドキュメント一件当たりの平均付与時間。</p> <p>(ホ) およびバックデータ分のシステムと対策。</p> <p>(ク) バックデータ分の分類のエラーチェックとその広報のシステムと対策。</p> <p>(ケ) サーチファイルのIPCへの切替えの実施計画の概要の項目別のスケジュールとその業務負担に関する部課別業務量(人・日)の試算および所要予算額の試算。</p> <p>(メ) 前項の実施計画の定常業務への影響とその対策。</p> <p>(ヘ) この計画から生じる職員の負担増を軽減するための措置の概要。</p>	<p>(イ) 審査体制転換のメリットとデメリット。</p> <p>(ロ) 転換に対する特許庁内外からの賛否意見の出所およびその内容。</p> <p>(ハ) 前項に対する行政当局の見解と対策について説明されたい。</p> <p>(ニ) 特許文献のバックデータ分のIPC付与作業につき次の事項を説明されたい。</p> <p>(ロ) この作業は、当初WIPOのCAPLI計画の一環として開始され、その後ドキュメント再編計画のベースにするよう計画変更されたと云えられるが、この目的変更に応対する性格および作業内容の変化についての概要。</p> <p>(ニ) 公開および公告のためのアップデータ分およびバックデータ分のドキュメント一件当たりの平均付与時間。</p> <p>(ホ) およびバックデータ分のシステムと対策。</p> <p>(ク) バックデータ分の分類のエラーチェックとその広報のシステムと対策。</p> <p>(ケ) サーチファイルのIPCへの切替えの実施計画の概要の項目別のスケジュールとその業務負担に関する部課別業務量(人・日)の試算および所要予算額の試算。</p> <p>(メ) 前項の実施計画の定常業務への影響とその対策。</p> <p>(ヘ) この計画から生じる職員の負担増を軽減するための措置の概要。</p>
--	---

答弁書を送付する。

次にわたる公定歩合の引き下げによる資金の運用益の減少によつて、信用保証枠の減少など運営に支障をきたしているものも少なくない。

今後も中小企業の高水準の倒産が予測され、このまま推移すれば信用保証協会の運営はさらに重大な事態に直面することになり、ひいては中小企業の信用補完にも重大な支障をきたすことになる。

しかも年末をむかえ中小企業の資金需要は一層増大し、信用補完の役割はますます重要になつてゐる。

よつて、信用保証協会への国の助成を強化し、中小企業金融の円滑化をはかるため、次の通り質問する。

一 信用保証協会の運営の窮状にかんがみ、中小企業信用保険公庫融資基金を大幅に増額するとともに、公定歩合の引き下げによる運用益の目減りを補填するため、信用保証協会にたいする貸付利率を大幅に軽減することが必要であると考えるがどうか。

二 信用保証協会は、地方自治体や金融機関などから出えん金をあおいで運営してきているが、地方自治体の財政逼迫により出えん金の増額が期待しにくい今日、中小企業金融の重大性にかんがみ、この際、国が各信用保証協会の実状に応じて出えん金を出すべきと考えるがどうか。

三 中小企業信用保証協会の運営の実態にかんがみ、中小企業信用保険の保険料率引き下げおよび保険金償補率の引き上げを図るべきだと考えるがどうか。右質問する。

昭和五十二年十一月二十九日

内閣総理大臣 福田 起夫
参議院議長 安井 謙殿

参議院議員市川正一君提出中小企業信用保証協会への国の助成強化に関する質問に対し、別紙

参議院議員市川正一君提出中小企業信用保証協会への国の助成強化に関する質問に対する答弁書

参議院議長 安井 謙殿
参議院議員喜屋武真榮君提出「天野博物館」(在ペルー国リマ市)の助成等に関する質問主意書

参議院議員喜屋武真榮君提出「天野博物館」(在ペルー国リマ市)の助成等に関する質問に対する答弁書

昭和五十二年十一月二十五日

喜屋武真榮

参議院議長 安井 謙殿
参議院議員喜屋武真榮君提出「天野博物館」(在ペルー国リマ市)の助成等に関する質問主意書

海外との文化交流が先進諸外国と比べ比較的少ないと思われる従来のわが国の海外協力のあり方は、再検討の必要がある。特に、日本人移住者が多く、その発展は日本の将来をも占うものと信ずる南米に対しても、もつと目と心を向ける必要がある。すなわち、目と心を向ける必要がある。

ある。すなわち、目と心を向ける必要がある。すなわち、目と心を向ける必要がある。

多くの文化援助であります。すなわち、目と心を向ける必要がある。

一及び二について

天野博物館はペルー国政府に認可された民間の財團法人であり、我が国は現在のところ財政的に政府からの資金援助を行うことは困難であるが、同博物館に展示、保管されているアンデス古代文明の遺物は学術的、芸術的な観点から極めて高く評価されていることにもかんがみ、政府としても広く民間等に援助を奨励する等で支援を行つてあるところである。

海外との文化交流が先進諸外国と比べ比較的少ないと思われる従来のわが国の海外協力のあり方は、再検討の必要がある。特に、日本人移住者が多く、その発展は日本の将来をも占うものと信ずる南米に対しても、もつと目と心を向ける必要がある。すなわち、目と心を向ける必要がある。

ある。すなわち、目と心を向ける必要がある。

多くの文化援助であります。すなわち、目と心を向ける必要がある。

六

天野博物館はペルー国政府に認可された民間の財團法人であり、我が国は現在のところ財政的に政府からの資金援助を行うことは困難であるが、同博物館に展示、保管されているアンデス古代文明の遺物は学術的、芸術的な観点から極めて高く評価されていることにもかんがみ、政府としても広く民間等に援助を奨励する等で支援を行つてあるところである。

海外との文化交流が先進諸外国と比べ比較的少ないと思われる従来のわが国の海外協力のあり方は、再検討の必要がある。特に、日本人移住者が多く、その発展は日本の将来をも占うものと信ずる南米に対しても、もつと目と心を向ける必要がある。すなわち、目と心を向ける必要がある。

ある。すなわち、目と心を向ける必要がある。

多くの文化援助であります。すなわち、目と心を向ける必要がある。

六

二

沖縄県立総合文化センターの設立について

沖縄県内にあるすぐれた有形・無形の民俗文化財等の収集・展示・公開の場としての文化センターの設置は県の内外から強い要望がある。沖縄県当局もその要望に応えて、昭和五二年度から文化センター設立審議会を発足させ、その機能や設置場所等について検討を進めている。

沖縄県は祖国復帰後すでに五年も経過しているが、未だに文化施設の整備が遅れ、県内の文化施設としては、県立博物館・県立図書館があるにすぎない。かかる状況にかんがみ、沖縄県立総合文化センターの早期設立を図るために、この事業を復帰記念事業として位置づけ、財政上の特別の配慮をすべきものと考えるがどうか。

右質問する。

昭和五十二年十一月二十九日
内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿
参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県の社会教育・文化施設等の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県の社会教育・文化施設等の整備に関する質問に対する答弁書

一について

地域住民の社会教育活動の拠点となる社会教育施設の整備は、我が国の社会教育の振興を図る上で重要な課題であり、政府としても社会教育施設の建設に対して補助し、その整備促進を行つてあるところである。

沖縄県の社会教育施設については、整備要望書数を勘案し、補助館数の増に努めるとともに、補助金額についても本土の補助金額に比して、その割合を高め補助するなどしているところであるが、毎年その基礎となる本土の補助金額の

増に努め、その整備促進を図つてある。

二について

現在、地方文化施設（文化会館）や地方歴史民俗資料館の建設費の一部に対し国庫補助を行つてあるところである。沖縄県については、今後の整備計画をみた上でその充実に努めてまいりたい。

一について

現在、地方文化施設（文化会館）や地方歴史民俗資料館の建設費の一部に対し国庫補助を行つてあるところである。

沖縄県については、総合文化センターの整備計画をみた上で、政府としての検討を行つてまいりたい。

福田内閣による成田空港の強行開港に係わる諸問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年十一月二十五日
内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿
参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県の社会教育・文化施設等の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県の社会教育・文化施設等の整備に関する質問に対する答弁書

一について

地域住民の社会教育活動の拠点となる社会教育施設の整備は、我が国の社会教育の振興を図る上で重要な課題であり、政府としても社会教育施設の建設に対して補助し、その整備促進を行つてあるところである。

沖縄県の社会教育施設については、整備要望書数を勘案し、補助館数の増に努めるとともに、補助金額についても本土の補助金額に比して、その割合を高め補助するなどしているところであるが、毎年その基礎となる本土の補助金額の

最近の我が国をめぐる経済情勢をふまえ、再度福田首相の御見解を賜りたい。

一 経済が政治の根底にあるという原則を忘れ、成田空港建設ごときにうつつをぬかしたためか、

昨年末に福田内閣が成立してから、我が国の国際収支が黒字基調の中へ増加の一途を示し、円為替相場も昨年末の一ドル二九三円からひたすら上昇をつづけ、とりわけこの二ヶ月の間に二六〇円から二四〇円へと急騰している。

(1) 何故適正な円高対策を怠り、内政最優先課題などとして、成田開港強行騒ぎに夢中になつたのか。

(2) 福田内閣成立時に、今日の円高の事態は予測し得なかつたのか。しかば何故か。

(3) 右において予測し得たとするのであれば、どのような対策（政策）が強行され、かつ失敗したのか。原因とともに示されたい。

(4) 現下の円急騰は、国内経済にどのような影響をもたらすとしているのか。

(5) 右の円急騰の原因は何か。その全てを項目別に示されたい。

(6) 円急騰ということは、福田内閣の経済政策に対する外国からの不信の表明、対日不信の表明ではないのか。

(7) 円急騰を手をこまねくしかすべもなく、放置してきたことは、我が国の国際的な位置にどのようなデメリットをもたらしたのか。

(8) 右の円急騰の原因を解消するための対策（政策）として実現可能なものにどのようなものが用意できるのか。(4)の項目毎に示されたい。

(9) (8)の円急騰対策をどのような形で実行するのか。

(10) 内閣対策は内政問題ではないのか。何故円高対策を内政最優先の課題とはしなかつたのか。

(11) 内閣改造がいわれているが、内閣改造により円急騰問題が解消できるとするのであれど、この段階まで内閣改造をせず、円急騰を放置した理由は何か。

(12) 例ええば、成田開港ごときものために「金にいとめはつけさせない」などの大みえしかるべき感覚の持主では、大蔵大臣という國の経済・財政に係る要職がつとまらないといふことなのか。それにしてもこれは単に大蔵大臣だけが負うべき責任ではなく、大蔵省全体が負うべき責任ではないのか。

二 円高対策と航空政策について

(1) 現在継続中の日米航空協定の改訂交渉が回を重ねても成立せず、行き詰まつてゐる原因は何か。

(2) 現下の日米の経済関係は、日米航空協定のダントンピングを実施せんとしているが、太平洋横断線は供給過多の状態にあるのか、合せて過去十年間について太平洋横断線の需要と供給の関係につき示されたい。

(3) 日米航空協定を改訂せんとする我が国の意図はどういうところにあるのか。

(4) パンアメリカン航空会社が一部の航空料金の改訂交渉にどのような影響を与えていたのが。

(5) 日米航空協定を改訂せんとする我が国の意向はどういうところにあるのか。

(6) 日米航空協定を改訂せんとする我が国の意図の一つに不平等性の是正ということがあるのであれば、その不平等の具体的な内容を示されたい。

(7) 日米航空協定にみられる不平等性を是正することは、米国に対する輸出超過を是正することにつながるとしているのか。しかば、その理由は何か。

(8) ところで現在羽田空港から日本航空が北米大陸及びハワイ・グアムなどへ乗り入れていた。しかし、福田首相の成田開港強行策が手続き及び要件なども含め適正かつ妥当であるかについて、なおいささかの疑念なしとしない。

(9) そこで以下、先の二つの答弁書を前提として、

- (9) 日米航空協定の改訂交渉の中で、米国は我が国はこれにどのように対応しているのか。そうであるならば、我が国はこれにどのように対応しているのか。
- (10) 対米出超に対処するのに、農産物の緊急輸入によるのか、それとも例えれば日本航空の旅客・貨物を米国の航空会社にゆづりわたすのかの二者択一の場合、いかんれば、対米出超の帳じりを農民にさせるのか、日本航空に貢献させるのかの二者択一を仮定した場合、政府はどちらをとるのか。その理由は何か。
- (11) 羽田空港における便数制限が、結果としてあれ、日本航空の権益を守つていたといふことが全くなかつたといえるのか。
- (12) 成田開港は、日米航空協定の改訂交渉でどのような意味をもつのか。メリットとデメリットの両面を示されたい。
- (13) 現在継続中のIATAとの成田空港関係の空港使用料等に関する料金交渉が回を重ねても成立せず、行き詰まつてゐる原因は何か。
- (14) 円急騰はIATAとの右交渉にどのような影響をもたらすか。またその理由は何か。
- (15) 成田空港関係の空港使用料等の料金は、新東京国際空港公団(以下「公団」という)の独立採算ベースを前提として決定されるべきものなのか。またそのようにして決定されるのか。
- (16) IATA加盟航空会社の中で、特別着陸料の支払いを拒否している会社があるが、どのような理由によるのか。
- (17) 成田開港強行騒ぎの中で、仮りに開港日時の決定をそれなりの「儀式」で行つたとして、その開港日時迄にIATAとの料金交渉が成立しなかつた場合、日本航空だけで成田開港を強行するのか。
- (18) 航空法九十九条に基づくNOTAMで成田開港の予定期日を通知しても、その後再びNOTAMで変更通知することは、何ら違法性

- は発生しないのか。不法性についてはどうか。
- (19) NOTAMで指定した成田開港日時を再びNOMで、例えば、無期延期と変更するには、日本の国際的な位置にどのような影響を与えるか。
- 三 成田空港建設に係わる投資効果について
- (1) 福田首相のいわゆる「投資が生かされないまま眠つている」という数千億円の国費の内訳を示されたい。
- (2) 各年度の決算に基づき、昭和四十一年度から昭和五十一年度に至る公団の各年度毎の支払い金利、長期負債に係る償還金及び資本金(政府出資金)は、それぞれどれ程か。
- (3) 現在迄に投下された成田空港建設のための資金が有効需要を創出して経済活動に貢献していることは明らかであると答弁されるが、それが如何に創出された右有効需要の総額はどれ程か。
- (4) 右有効需要の創出が経済活動にどのように貢献をなしたかを具体的に示されたい。
- (4) 成田空港の建設については、位置を決定するに際しての閣議決定「新東京国際空港位置決定に伴う施策について」等に基づき、地元住民対策、騒音対策、アクセス対策等の諸施策についても十分な配慮を払い、推進してきただと答弁されるが、

- 一について
- (1) 新東京国際空港(以下「新空港」という。)は、増便等に対処し得なくなつてゐる東京国際空港(以下「羽田空港」という。)の現状及び資金の投資効果の観点からみて早急に開港させる必要があるため、その開港を図るために施策を推進してきたが、円高対策についても、当面する重要な課題として対処しているところである。
- (2) フロート下での相場形成は原則として市場の需給にゆだねることとしているが、予想を
- (6) 円相場は為替の需給関係によつて決まってくるものであり、外国からの不信の表明というようなものではないと考へられる。
- (7) 我が国としては、フロート下での相場形成は、原則として市場の需給にゆだねることとしているが、相場の乱高下は避け、急激な変動をなだらかにしていくこととしている。これは国際的な合意に基づくものである。
- (8) 政府は、対外均衡を図るため、基本的には着実な景気の回復を通じる輸入の拡大を図る外、東京ラウンド交渉への積極的取組等一連

- し得なかつたことを挙げられているが、支の赤字などを反映して今日の円高となつたものである。
- (1) 高度経済成長は、何時から始まり歴史的にどのように展開してきたのか。
- (2) 経済社会構造の変革の具体的な内容を示されたい。
- (3) 輸送構造の変化の具体的な内容を示されたい。
- (4) 右(5)において、国鉄が輸送構造の変化に適切に対応し得なかつた原因は何か。その全てを項目別に具体的に示されたい。
- (7) 右(6)の各原因に対する責任の所在はどこにあるのか、それぞれの項目毎に示されたい。
- (8) 右(5)、(6)、(7)について、航空運送事業は、輸送構造の変化に対応し得ていたのか。しからば何故か。
- 右質問する。
- 昭和五十三年一月十三日
- 参議院議長 安井 謙殿 内閣総理大臣 福田 起夫
- 参議院議員秦豐君提出福田内閣による成田空港の強行開港に係わる諸問題に関する質問に対する答弁書
- (1) 新東京国際空港(以下「新空港」という。)は、増便等に対処し得なくなつてゐる東京国際空港(以下「羽田空港」という。)の現状及び資金の投資効果の観点からみて早急に開港させる必要があるため、その開港を図るために施策を推進してきたが、円高対策についても、当面する重要な課題として対処しているところである。
- (2) フロート下での相場形成は原則として市場の需給にゆだねることとしているが、予想を
- (6) 円相場は為替の需給関係によつて決まってくるものであり、外国からの不信の表明というようなものではないと考へられる。
- (7) 我が国としては、フロート下での相場形成は、原則として市場の需給にゆだねることとしているが、相場の乱高下は避け、急激な変動をなだらかにしていくこととしている。これは国際的な合意に基づくものである。
- (8) 政府は、対外均衡を図るため、基本的には着実な景気の回復を通じる輸入の拡大を図る外、東京ラウンド交渉への積極的取組等一連

(9) 景気対策、対外経済対策については、数次
の経済対策閣僚会議において、関係省庁の緊
密な連絡の下に、その検討、推進を図つてい
るところである。

(10) 及び(11) 景気の着実な回復を図ること等によ
り対外均衡の回復を図り、急激な円高を回避
することを、内政最優先の課題の一つとして
取り組んでいるところであり、これまでも、
「総合経済対策」や「対外経済対策」を講じ、更
に、先般、「十五か月予算」の考え方の下に、
公共事業等に重点をおいた本年度第二次補正
予算及び来年度予算の編成を行つたところであ
る。

(12) 現在の羽田空港が航空需要に対応しきれな
くなっていること、及び新空港への既往の投
資が長い間活用されるに至つてないことか
らみて、新空港を早期に開港する必要がある
ので、そのために必要な措置を進めてきたと
ころである。

二について

(1) 現在継続中の日米航空協定の改定交渉(以
下「本件交渉」という。)が長期にわたつている
原因としては、本件交渉が締結以来四半世紀
を経過した現行の航空協定の抜本的な見直し
を行つた上これを改定しようとするものであ
ることが挙げられるが、更に、現在、国際航
空体制が世界的に過渡期にあり、チャーター
便の運営に関する政策等の在り方につき各國
で検討がなされている状況にあることもその
一因となつてゐる。

これまでの交渉を通じ、日米双方の立場は
明確になつてきているが、なお双方にかなり
の意見の隔たりがあり、今後も引き続き粘り
強く交渉を行つていく考えである。

(2) 及び(9) 現下の日米経済関係をめぐる經
常収支等の問題と本件交渉との間には、直接
の関係はなく、米側も本件交渉において、こ
のような点を問題にしていない。

(3) 本件交渉は我が国が申し入れ、米国がこれ
に応じたものであるが、米国としては、この
ように米側に有利となつてゐる航空権益
の不均衡を是正することを本件交渉の目的と
の考え方をもつてゐるようである。

(4) 昭和四十一年度から昭和五十年度までの各
年度の日米間定期路線における旅客数等は、
次の表のとおりであり、供給過剰傾向は改善
されつつある。

年度	旅客 (万人)	提供座席 (万席)	率(%)	座席利用
四一	四八	八八	五四・四	
四二	五五	一〇四	五三・二	
四三	六三	一二七	五〇・〇	
四四	八一	一五一	五三・五	
四五	一〇〇	一九五	五一・六	
四六	一〇九	二五一	四三・六	
四七	一三三	二四二	五四・九	
四八	一六七	二九一	五七・三	
四九	一六四	二八三	五七・八	
五〇	一八五	三一六	五八・五	

(5) 及び(6) 注1 ゲーム線は除く。
2 昭和四十一年度から昭和四十四年度
までの提供座席数は推計値である。

内十一地点から日本に乗り入れてゐるのに対
し、日本側は、米国内七地点にしか乗入れを
認められておらず、また、米側が日本に乗り
入れる場合には何ら制限なく日本以遠に運航
できるのに對し、日本側が米国に乗り入れる
場合には米国以遠への運航につき諸種の制限
が設けられている。更に、輸送力について
も、米側企業が我が国企業の輸送力の大幅に

上回る輸送力を提供しており、実質的な不均
衡な状態にある。このため、我が国としては
このように米側に有利となつてゐる航空権益
の不均衡を是正することを本件交渉の目的と
してゐる。

(8) 昭和五十二年十二月一日において、日本航
空が羽田空港から諸外国に乗り入れて
いる定期便の週間便数は、百三十六便である。
対外均衡に資するため、基本的には、景気
の着実な回復とこれによる輸入の拡大により
対処しているところであり、御指摘の二者択
一の問題になつてゐるわけではない。

(11) 羽田空港における便数制限は、航空交通の
ふくそう緩和を図り、その安全を確保するた
めに行われてゐるものであり、この措置によ
り増便ができない等の状況は、日本航空につ
いても外国航空会社と同様である。

(12) 我が国は日米間に存する航空権益の不均衡
は正を目的として本件交渉を行つており、新
空港の開港はこれと直接の関係はないと考え
てゐる。

(13) から(15)まで及び(17) 新空港の使用料金につ
いては、新東京国際空港公団(以下「公団」とい
う。)において、独立採算制を前提として算定
し、現在、IATAと交渉を行つてゐる段階
であり、その早期解決に努力しているところ
である。

なお、これまでの交渉過程において円高が
問題とされたことはないと聞いてゐる。

(16) 特別着陸料は公用飛行場の施設の使用料
の概念の範囲に含まれず、その設定は運輸大
臣の権限に属しないことなどを主張して支払
を拒否しているものである。

(18) 及び(19) 新空港は、昭和五十三年三月三十日
に供用を開始すべく諸般の準備を進めている

ところであり、供用開始の期日を変更するこ
とは考えていない。
なお、一般論としていえば、航空情報は、
航空機の乗組員に対し、航空機の運航に必要
な情報として提供するものであるから、いつ
たん提供した航空情報の内容に変更があつた
ときは、その変更内容に關する情報を提供す
べきことは当然である。

三について

(1) 及び(3) 昭和四十一年度から昭和五十二年度
までに新空港の建設のために投下された資金
の額は、国の直轄事業費約四十九億円、公団
の建設費約二千五百億円である。この投下資
金により創出された有効需要の総額は具体的
には把握していないが、投下資金が民間から
の必要な資材の購入等を通じて経済活動に貢
献していることは明らかであると考える。

(2) 昭和四十一年度から昭和五十二年度
までの各事業年度の政府出資金等の額は、
次の表のとおりである。

(単位 百万円)

事業 年度	政府出資	支払利息	償還 金
四一	一、〇〇〇	一	一
四二	二、〇〇〇	八	一
四三	三、〇〇〇	一一	一
四四	四、〇〇〇	一七	一
四五	七、〇〇〇	一、四五九	九
四五	一〇、〇〇〇	二、九四	四五〇
四六	一〇、〇〇〇	二、九四	四五〇
四七	八、〇〇〇	五、二九三	一、〇九八
四八	五、〇〇〇	七、五九	三、九三
四九	四、八〇〇	九、三四	四、一四八
五〇	三、八〇〇	一、〇五	八、九三
五一	四、〇〇〇	一、三二六	一、三六九

(4) 新空港は、地元等の理解と協力を得て、昭和五十三年三月三十日に開港することが決定されているが、今後も引き続き、地元の意向も十分考慮の上、地元住民対策、騒音対策、アクセス対策等の諸施策を鋭意推進することとしている。

(5) から(7)まで 昭和三十年代に入つて始まつたといわれている我が国の高度経済成長の過程において生じた臨海工業地帯の発達、エネルギー資源等の海外依存度の上昇、第二次産業製品の増大、所得水準の向上等に伴う旅行需要の高度化及び多様化等により鉄道輸送の特性を發揮できる分野が縮小するに至つた。

このような変化に対しても鉄道が適切に対応し得なかつた主要な原因としては、鉄道特性を發揮できる大量輸送の分野を中心とした国鉄の効率的な輸送体系の形成が十分に行われなかつたこと及び争議行為の多発等によつて輸送の安定性を欠いたことが挙げられる。

(8) 高度経済成長に伴う所得水準の向上等により国民が要求する交通サービスの水準が高度化し、航空輸送への志向が強まる中で、航空運送事業は、これに対応すべく機材の大型化、ジェット化等を進め、需要動向の変化に対応してきたものと考える。

金大中事件の政治決着に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年十一月二十五日

参議院議長 安井 謙殿 橋本 敦

金大中事件の政策決着に関する質問主意書
わが国の主権と民主主義の根幹にかかる重大な金大中事件が発生して以後、すでに四年有余を経過したが、検査当局による事件の解明は殆んど

進展をみていない。この最大の理由が、昭和四十年十一月二日の、田中角栄元総理と韓国金鍾泌

(当時)総理の会談及び昭和五十年七月二十二日三木内閣による金大中事件の外交的決着、いわゆる政治決着であることは、政治決着以降、検査により判明した新事実が皆無に等しいことでも明白である。

しかも、福田総理は本年二月二十二日、参院予算委員会で、わが党の上田耕一郎議員の質問に対し、刑事事件のなりゆきによつては、政治決着の見直しもありうると言明したが、検査当局の最高首脳である三井警察庁警備局長自身が、十月二十日参院予算委員会で、私の質問に対し政治決着が検査の制約になつてゐることをはつきりと認めていることはきわめて重大である。

この事実は、金大中事件の真相を徹底的に究明し、K C I A の犯行による明白な主権侵害であることを明らかにするうえで、政治決着の見直しが不可欠であることを明瞭に示している。

さらに重大なことは、政治決着が真相究明の障壁となつてゐるというだけでなく、政治決着それ自体にも数々の重大な疑惑が指摘されていることである。

従つて、政治決着そのものをめぐる重大な疑惑を徹底的に解明することも、金大中事件解明の不可欠な要件となつてゐる。

以上の立場から、次の諸点について政府の明確な回答をもとめる。

一 政府は、田中親書の全文公表について、外交文書であり、国際慣習から全文の公表はできないとしてきたが、相手国である韓国政府では、昭和四十八年十一月五日、韓国国会に対し、日本政府以上に詳細な報告をおこなつてゐる。その報告によれば、田中親書は、大統領の「このよ

うな国際間にあり得る刑事事件によつて、両国間にいささかたりともその友好関係に亀裂が生じてはならない」と述べた意見に対して全面的に考え方を一にするものであります。と表明したと

されているが、これは事実か。

親書の重要な部分をかくして、このようないく秘密とり決めがなされたことが民主主義に反することは明らかであり、かつまたロッキード事件後、フォード大統領親書、三木親書の全文が公表された前例にもかんがみ、田中親書の全文をこの際公表すべきだと思うが、政府の見解を問う。

二 十月二十七日参院法務委員会で、中江アジア局長は、私の質問に対し政治決着について「私どもはちよつと詳細を承知し得ないところで政治判断が下された」と答弁している。

これは、政治決着が、田中総理の個人的政治的判断に基づくものであつたことを示しているのではないか。政府の見解を問う。

三 十月二十七日参院法務委員会で、三井警察庁警備局長は、私の質問に対し政治決着で金東雲からの直接事情聴取の可能性を放棄することについて、事前の相談がなかつたことを明らかにしている。金東雲からの事情聴取が金大中事件の真相究明にとって不可欠であることは、高橋警察庁長官が、昭和四十八年九月十一日衆院地方行政委員会で明瞭に述べているにもかかわらず、なにゆえに、事前の相談もなしに政治決着を強行したのか。

四 福田首相は、十月二十日の参院予算委員会で、政治決着が「時宜の措置であつた」と答弁している。福田首相は、「時宜の措置であつた」と答弁している。

五 検査当局自身が、検査の制約になつてゐることを明言している政治決着をなぜ見直さないのか。

以上の立場から、次の諸点について政府の明確な回答をもとめる。

六 金大中事件の政治決着に関する質問主意書

で、金東雲検査の問題について、「日本ではこれまで検査が終結」したと明瞭に報告している。これは、日本政府の説明と大きく相違しており、しかもその後の事実経過は、金総理報告の正しさを証明している。従つて、政治決着とそれにいたる全経過に関する外交記録について全文の公表をもとめる。

七 日韓協力委員会が、政治決着に介入したことは、同委員会報告や岸信介氏ら当事者の言明でも明らかである。しかも、この日韓協力委員会には現通産大臣の田中龍夫氏も事務総長として加つてゐた。そこで朴大統領と岸、田中氏らは韓協力委員会との会談で何が話し合われ、どういう結論を得たのか。また、その結果、日本政府や田中総理らにいかなる進言をしたのか。この際、政府の責任で日韓協力委員会の動きと政治決着にいたる経過の全容を明らかにせよ。

八 政府は昭和五十一年一月十六日小林進議員の質問主意書に対する回答で「わが国において、外國の公権力の行使により、基本的人権が侵害された事例は承知していない」「韓国中央情報部員が日本国内に存在し、かつ活動を行つてゐるとの事実は把握していない」と答弁している。しかし、十月二十日参院予算委員会で、私がK C I A 要員が来日してゐる事実について調査を要求したところ、中江アジア局長は調査を約束した。その調査結果について明らかにせよ。

以上の諸点について、政府の明確かつ誠実な答弁をもとめる。

右質問する。

昭和五十二年十二月六日

参議院議長 安井 謙殿 内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議員橋本敦君提出金大中事件の政治決着に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員橋本敦君提出金大中事件の政治

決着に関する質問に対する答弁書

一について

昭和四十八年十一月二日付けの田中総理大臣発朴大統領あての親書の主たる内容は、これまでに政府が要旨として発表したところに尽きている。右親書は、一国の総理が他国の元首にあてた外交文書であり、全文を公表することは国際慣習からみて適当でないものと差し控えたい。

二について

御指摘の答弁は、金大中氏事件の処理に関する事務的・角度から検討を進めてきたが、最終的には、これらを踏まえた上で、当時の政府首脳の間で高度の政治判断が行われた旨を述べたものである。

三について

金大中氏事件の捜査の問題については、昭和四十八年十一月の田中総理大臣と韓国の金鍾泌國務総理との間で、「事件の真相究明について」は両国の捜査を今後とも続け、韓国側は、金東雲を取り調べたのち相応の措置をとり、捜査の結果とともに日本側に通報する」との了解が成立した。右了解は、もとより同人につき我が国が独自の捜査を続けることを否定するものではなく、また既に、同人の身柄が韓国にあるという状況下においては、韓国が捜査を行うことは当然であり、かつ、その結果を我が国に通報するという内容なのであるから、そもそも捜査当局の了承の有無が問題となるようなものではなかったものである。

四について

1 金大中氏事件に関連して、韓国は、昭和四十八年十一月、当時の金鍾泌國務総理を我が国に派遣し、日本政府と国民に対し深甚なる遺憾の意を表明するとともに、今後類似の事件が生じないよう万全の策を講じる旨等の意向を表明し、また同時に、同総理が携行した朴大統領親書の中においても同様の趣旨が明

確に表現されていた。

政府としては、韓国の以上のような態度を評価し、日韓友好関係の維持という大局的見地に立つて、この機会に韓国との間で決着をつけた次第であり、かかる措置を「機宜の措置」と述べたものである。

2 将来、韓国側の日本国内における公権力の行使を明白に裏付ける重大な証拠が新たに出来た場合には、外交的決着を見直すこともあり得ることは、韓国側に対してもはつきりと念を押してあるが、そのようなことがないのに、両国政府の最高首脳の間で了解をみた決着を覆すことは、国際信義上も問題である。「大変な問題」とは、かかる意味で用いられた言葉である。

五について

去る十月二十日の参議院予算委員会における政府答弁は、本件事件の被害者並びに関係者が我が国において事情聴取を行うことにつき述べたものであるが、本件に関しては、外交的決着以前にも金東雲書記官の外交特権、被害者並びに関係者が韓国にいるという事実等からくる制約があつた次第であり、外交的決着は、上記のとおりの回答を得たところである。

六について

金大中氏事件の捜査の問題については、昭和四十八年十一月の田中総理大臣と韓国の金鍾泌國務総理との間で、「三について」で述べたよう

もあり得ないことである。

また、外交的決着に至る経過については、国会における政府答弁等を通じて既に充分明らかにされているものと考へる。

七について

政府としては、民間の機関である日韓協力委員会の活動については何ら承知していない。

八について

一般に、在本邦韓国公館に、韓國中央情報部の機関として活動する者がいるか否かについては、既に昭和四十八年八月に韓国政府に照会し

た結果、御指摘の委員会において政府委員から

御説明したとおりの回答を得た次第であるが、

更に橋本敦議員より御指摘のあつた六名の者については、国会質疑において御指摘のあつた諸

点を示しつつ、改めて韓国政府に対し照会し、

次のとおりの回答を得たところである。

(1) 金在鉉以下六名の者が在京大使館に勤務す

る間に、中央情報部の肩書を有し、その機関として活動した事実はない。

(2) 「中央情報部駐日公使顧問」なる役職は、存

在しない。

(3) 一般的に、韓国政府は、安全保障上の理由

から政府各部の公務員の名簿を外部に発表し

ない方針をとつており、これは中央情報部についても同様である。したがつて、過去及び現在における特定の人物の中央情報部所属の有無について明らかにする立場にならない。また、どのような人物が現に中央情報部に所属し、また所属したかについても、中央情報部法第五条の規定により公開しないこととしている。

以上の観点から次の諸点について質問する。

一 建設省の現地調査報告について

1 報告書によると、室町産業分の土地につ

いて、長岡市は「十分検討のうえ、すみやかに

回答したい」とあり、新潟県も「なお検討の

うえ、すみやかに県の意向を申し上げたい」

とある。市と県の回答はいつ頃までにおこな

われるのか。

2 十一月二日の参議院決算委員会で、国ある

いは県、市で全部公共用地にせよとの私の質

問にたいし、園田官房長官は、「いまの御意

見も参考にして検討いたします」と答えた。

県、市の回答が消極的であつた場合、県、市

にたいする行政指導をふくめ、どのような措

置をとるつもりか。

3 十一月二日の参議院決算委員会で、坊大蔵

大臣は私の質問にたいし「大蔵省としては、

最も公共性の方向にこれを使つていくとい

うことについて」と答え、田中理財局長は「行

政目的があつて特定の省庁においてその土地

の利用計画が立てられ、予算要求としてその

昭和五十二年十一月二十五日 上田耕一郎

参議院議長 安井 謙殿

信濃川河川敷問題に関する質問主意書

信濃川河川敷の廃川敷処分と廃川敷地の公共利

用問題は、本八十二臨時国会でもくり返し問題となつてきた。私の要求により参議院建設委員会に

建設省の調査報告書「信濃川河川敷の廃川に関する現地調査について」が、十一月二十一日付で提出され、また私も十一月十六、十七、十八日にわたり長岡市役所、新潟県庁、北陸地建、長岡工事事務所などで現地調査をおこなつてきた。この問題の明解と解決は、国会の審議過程からいつても、世論の動向からいつても、緊急の課題となつたものである。

信濃川河川敷問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年一月十三日

参議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

ができると答えていた。建設省の行政財産として公共利用計画をたてる事を考へてゐるか。

二 建設大臣の廃川処分告示について

1 建設省は、今回の廃川敷処分の重要な口実として、長岡市の小林孝平市長の要請をつねにあげてきた。ところが小林市長がおこなつた十月二十七日の要請の際、その理由としてあげている各派代表者会議の了承、および町内会長会議の圧倒的支持は事実に反することが明らかとなつてゐる。しかも今回の私の調査により、市長が提出した別添資料「信濃川河川敷用地の利用計画書」の記述にも重大な虚偽が含まれてゐることが明らかとなつた。

利用計画書には、「長岡市は信濃川河川敷について、これが長岡市の都市計画上極めて重要な用地でありますので、その利用について、かねてから検討して参りました」とあり、「その結果……次のようにこれを利用して参りたいと計画しております」として、計画事項を列記しているが、十一月十七日、日本共産党調査団にたいする皆川保広長岡市企画開発部長の言明によれば、「河川敷問題は市長と助役だけで話し合つており、担当部長はなんら検討したことがないし、計画についても相談を受けていない」といつてゐる。

利用計画書の記述が事実かどうか調査する必要を認めないか。

2 事実に反する小林市長の要請をいれて、建設大臣が専決処分をおこなつた責任をどうとるか。

3 また建設大臣は、国会答弁で長岡市の町内会長会議の支持をくり返し専決処分の理由の一つとしてあげてきた。ところが、十一月二十五日の答弁で大臣決裁は十月二十一日であったことが明らかとなつた。町内会長会議は翌月二十二日であつて、その支持なるものをもつて決裁理由とする事は物理的に不可

能である。大臣答弁は国会をあざむいたものではないか。

三 露堤締切りにからむ疑惑について

1 信濃川河川敷の露堤を連続堤に変更した昭和四十三年七月の決定とその経過について

ころである。十一月十七日に長岡工事事務所の忠田稔副所長、十一月十八日に北陸地建の近藤静夫河川部長は、日本共産党調査団にたまし、四十三年七月に連続堤への変更が決定され、建設省に提出されたと見られる。前年の四十二年六月頃までに長岡工事事務所から北陸地建にそのための概算要求が出され、建設省に提出されたと見られる。したがつて当然、変更のための技術的検討は、少くとも昭和四十二年当初頃から開始されていたであろうと認めた。だとすると、昭和四十年十月二十日の「本堤に対する意思はない」との橋本建設大臣の答弁の直後に、大臣答弁に反する締切り計画の技術的検討が現地ではじめられたことになる。この経過は、これまでの政府答弁をくつがえすものであり、変更経過について新たな疑惑を深めたものと思うがどうか。経過を明らかにしていただきたい。

2 長岡工事事務所、北陸地建での調査では、行政管理庁の行政監察で問題となつた「原議」および「伺い文」の紛失は、ほとんどありえないことが明らかとなつた。昭和五十一年六月三日の衆院予算委員会小委員会に提出された報告書のなかで、建設省は、文書紛失の理由について、「計画書の頻繁な使用によりおもて紙が脱落したこと及びおもて紙の部分を別綴にし、その別綴が紛失したことによるものと推定され、故意に毀棄したものとは考えられない」という見解を述べている。しかし、現地での証言によれば、おもて紙は、頻繁な使用にたまる厚紙の表紙をつけて縫じ込まれ

ており、破れた場合には裏打ちするほど重視されていること、おもて紙だけを別綴することはないという事である。建設省のとはありえないということである。建設省の弁明は、根拠がないが、どのような根拠で、どのように推定したのか。

四 予算委員会小委員会の結論について

十一月二日の参議院決算委員会、及び十一月二十五日の参議院建設委員会で、建設大臣及び河川局長は、信濃川河川敷問題をめぐる行政管理局と建設省の見解不一致問題にかんする衆院予算委員会小委員会の審議について、「建設省としては結論が出たと考えている」旨の答弁があつた。しかし、衆院予算委員会にもうけられた小委員会について、一省庁が結論をくだす権限をもつてないことは、三権分立の原則からも、あまりにも当然のことである。しかも、昭和五十一年十一月二日衆院予算委員会において白演仁吉委員長はつきのよう報告している。

「この際、御報告をいたします。信濃川河川敷問題につきましては、前国会において小委員会を開き、調査をいたしました。さらに今国会においては、理事会でその取り扱いについて協議いたしましたのですが、結論を得るに至りませんでした。」国会として結論が出ていないことは、委員長報告によつて明白なことであり、建設省の答弁は、憲法によつて「國權の最高機關」と定められた国会の権限を無視した、重大な越権行為であると思うがどうか。

二について

1 及び 2 長岡市長より提出された利用計画書に係る利用計画は、長岡市として作成した利用計画であると考へてゐる。

3 建設大臣の決裁は、昭和五十二年十月二十二日に開かれる町内会長会議の結果をも確認されたものである。

3 現在のところ、建設省の行政財産としてこの土地を利用する計画はない。

計画し、この利用計画の決定に当たつては、事前に長岡市長の同意を得ることとされていり。また、市長がこの同意をしようとするところが図られるものと考へてゐる。

1 について

1 1 長岡市から昭和五十二年十一月二十九日付け文書で、それぞれ回答があつた。

2 長岡市と室町産業株式会社が締結した覚書により、廃川の対象となる土地のおおむね二分の一については長岡市が利用し、室町産業株式会社が利用することとされている残りの土地についても、公益性の強いものを主体に

一について

1 長岡市から昭和五十二年十一月二十九日付け文書で、それぞれ回答があつた。

2 長岡市と室町産業株式会社が締結した覚書により、廃川の対象となる土地のおおむね二分の一については長岡市が利用し、室町産業株式会社が利用することとされている残りの土地についても、公益性の強いものを主体に

昭和五十二年十二月九日
参議院議長 安井 謙殿
参議院議員上田耕一郎君提出信濃川河川敷問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出信濃川河川敷問題に関する質問に対する答弁書

2 おもて紙紛失の理由は、建設省及び行政管理局の統一見解並びに国会における政府答弁において既に説明されているとおりである。
なお、現地の説明は、おもて紙紛失を契機とした、その後文書の管理の適正化に関し講じられた所要の措置に基づき現在行われている文書管理の方法について言及したものと思われる。

四について

昭和五十年十月二十九日の衆議院予算委員会において、三木内閣総理大臣は、小委員会で論議を願い、それが済むまでの間は処分はいたさせない旨の答弁をした。衆議院予算委員会において、予算審議とその執行に関する調査小委員会が設置され、昭和五十一年六月三日には同小委員会が開かれ論議がなされたが、その後同小委員会は、今日まで設置されていない。今回の建設大臣の発言は、このような経緯の上に立つたものである。

第七号参考

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十一月一日

外務委員長 安孫子藤吉

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とルーマニアとの間で所得に対する租税に関する二重課税の回避について承認を求めるの件右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とエジプトとの間で、投

資の許可について、最惠国待遇を相互に保障しているほか、事業活動、出訴権、財産の保護、敵対行為等が発生した場合の損失補償、送金等に関する内国民待遇及び最惠国待遇を用、國有化された場合の補償措置、投資保証に基づく政府代位、投資紛争解決条約への付託、仲裁委員会等について定めたものである。この協定の締結により、我が国とエジプトとの間の投資、経済関係は一層安定した基礎の上に促進されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

この修正補足議定書は、昭和四十二年一月二十四日に我が国とブラジルとの間に署名された所
得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約を修正補足するもので、近年ブラジル

一、委員会の決定の理由

が行つた税制改正を考慮に入れるとともに両国間の二重課税回避の制度の一層の整備を図るた
め、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課

税率を基本的には、現行の十パーセントから十
二・五パーセントに改めること、ブラジルの經

済開発を促進するための特別の奨励措置の拡充等を考慮に入れ、「みなし税額控除」に関する規

定を整備すること等を内容とするものである。

この議定書を締結することにより、二重課税回
避の制度が一層整備され、両国間の経済交流が

更に安定した基礎の上に進められることが期待

されるので、妥当な措置と認めた。

参議院議長 安井 謙殿

外務委員長 安孫子藤吉

要領書

国間の経済、技術及び文化交流は一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認め
た。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十一月一日

参議院議長 安井 謙殿 外務委員長 安孫子藤吉

要領書

この協定は、我が国とエジプトとの間で、投資の許可について、最惠国待遇を相互に保障しているほか、事業活動、出訴権、財産の保護、敵対行為等が発生した場合の損失補償、送金等に関する内国民待遇及び最惠国待遇を用、國有化された場合の補償措置、投資保証に基づく政府代位、投資紛争解決条約への付託、仲裁委員会等について定めたものである。この協定の締結により、我が国とエジプトとの間の投資、経済関係は一層安定した基礎の上に促進されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。なお、インマルサットに対する資本分担金は、運用協定の署名当事者として我が国が指定した事業体である国際電信電話株式会社が負担する。

昭和五十二年十一月一日

参議院議長 安井 謙殿 外務委員長 安孫子藤吉

要領書

この憲章は、アジア＝太平洋地域における電気通信業務の発達を図るために、電気通信技術の開発に関する技術的研究等を行う国際機関を設立することを定めたものである。我が国がこの憲章を締結することは、同地域における電気通信の分野における国際協力の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、アジア＝太平洋電気通信共同体分担金として、昭和五十二年度予算に二千百六十八万三千円が計上されている。

別に費用を要しない。

要領書

審査報告書

この条約は、船舶と陸地との間及び船舶と船舶との間の通信を抜本的に改善するため、海事衛星通信施設を提供する国際機構を設立し、運営することを目的とするものである。この条約を締結することは、我が国の海事通信の改善及び発展の見地から有益であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、委員会の決定の理由

この条約は、船舶と陸地との間及び船舶と船舶との間の通信を抜本的に改善するため、海事衛星通信施設を提供する国際機構を設立し、運営することを目的とするものである。この条約を締結することは、我が国の海事通信の改善及び発展の見地から有益であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

アシア＝太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めるの件右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十一月一日

外務委員長 安孫子藤吉

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この憲章は、アジア＝太平洋地域における電

気通信業務の発達を図るために、電気通信技術の開発に関する技術的研究等を行う国際機関を設立することを定めたものである。我が国がこの憲章を締結することは、同地域における電気通信の分野における国際協力の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、アジア＝太平洋電気通信共同体分担金として、昭和五十二年度予算に二千百六十八万三千円が計上されている。

参議院議長 安井 謙殿

外務委員長 安孫子藤吉

要領書

昭和五十三年一月十三日 参議院会議録追録

審查報告書(第七号参照) 審查報告書(第十号参照)

審查報告書

日本放送協会昭和四十九年度財産目録、貸借
付照表及び負益計算書並びに二れに関する説

明書

右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長 安井謙殿

要領書

一 委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、国会に提出されたものであつて、昭和四十九年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は貸借対照表及び損益計算書によれば次のとおりである。

一、費用

経常事業支出	一千二百九十八億三千四百万円
経常事業収支欠損金	四十億四千八百万円
特別収入	十億三千六百万円
特別支出	十億一千百万円
当期欠損金	四十億二千三百万円

で、事業収支は五億三千万円の支出超過となる。

審查報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十一月一日

參議院議長 地方行政委員長
安井 謙殿 金井 元彦

要請令 一、委員会の決定の理由

一九三

費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

一、担保金については、違反防止に実効のある基準を策定するとともに、本制度の運用に当たつて、違反外国漁船に対する当該基準の適用等に、厳正を期すること。

二、我が國漁船の拿捕を防止するため、ソ連が行う取締りの方針の把握に努めるとともに、操業日誌の記載方法の改善等につき、ソ連と早急に交渉を進め、かつ、我が國漁船に対し必要な指導の徹底に努めること。

三、我が國漁業水域内における警備体制の整備拡充を急ぐとともに、当面、重点海域の警備に、

遺憾なきを期する」と、右決議する。

審查報告書

右は全会一致をもつて可決す
た。よつて要領書を添えて報
昭和五十二年十一月十五日

參議院議長 安井 謙殿 大藏委員長 嶋嶴 均

五

一、委員会の決定の理由

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年度において、産業投資特別要領書

とし、これに伴う所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帶決議を行つた。

なれど別細の附帶決議を行つた

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十二年度一般会計補正予算において、特別会計受入金として、千五十八億三千六百四十六万六千円が計上されて いる。

附

一、政府は、政府関係金融機関の貸倒引当金等の繰入れ限度については、過般の行政管理庁の勧告の趣旨に則り、その繰入れ率の引下げ等引き続き検討すべきである。

右決議する。

一、政府は、財政民主主義の趣旨に則り、特別な財源確保のための立法措置を講ずるような場合には、予算書の関連部分その他の資料等を提出し、国会審議に資すべきである。

〔第十一号参照〕

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十一月二十四日

本法律案は、北洋における外国政府の二三百里漁業水域の設定等に伴つて、水産加工品の原材料の供給事情が著しく変化しているため、これに對処して、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金を、昭和五十七年度末までに間、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫から貸し付けることができる

こととしようとするものであつて、妥当な措置

なお、別紙の附帯決議を行つた。

中小企業倒産防止共済法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者及びその組合が引先企業の倒産により売掛金等の回収に支障が生じた場合、共済金として加入者自身が積み立てた掛金の十倍までの額を無利子で貸付ける制度を設けることにより、中小企業者が倒産する等の事態を未然に防止するための措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。なる、別紙の付若決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない

附帶決議

卷之三

政府は、現下の経済環境における中小企業の生
情にかんがみ、増大する企業倒産の防止をはかる
ため、融資制度を含む諸施策の一層の拡充に努め
るとともに、本法施行にあたり、次の諸点につ
て適切な対策を講ずべきである。

一、本共済制度の円滑かつ安定的な運営を図る
ため、中小企業共済事業団に対し、国による所要
の助成措置の強化に努めること。

二、中小企業共済事業団の機構、内容の拡充を
るとともに、本制度の趣旨にかんがみ、中小企
業関係団体および金融機関への業務委託につ

十分配慮しつゝ輸入審査制度等の適切化

三、本共済制度の運営にあたつては、契約者の掛金の納付等につき、中小企業者の方情に即しきめ細かな配慮が行われるよう努めるとともに、資金運用についても加入中小企業者の利益が確保されるよう留意すること。

四、掛金前納の特例制度については、その趣旨が生じざるよう関係団体に対する十分な指導づ

三、本共済制度の運営にあたつては、契約者の掛金の納付等につき、中小企業者の実情に即し、きめ細かな配慮が行われるよう努めるとともに、資金運用についても加入中小企業者の利益が確保されるよう留意すること。

四、掛金前納の特例制度については、その趣旨が生かされるよう関係団体に対する十分な指導のもとに制度の普及促進を期するとともに、共済保険制度の導入等、本共済制度の給付内容についても、中小企業者をめぐる経済環境変化の推移に応じ、そのあり方について制度の運営実績に照らし、今後とも検討を加えた上、速やかに所要の措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

一、議院の会議に付するを要するもの
二、内閣に送付するを要するもの

第六九四号　日中平和友好条約の早期締結に
関する請願

昭和五十二年十一月二十二日

卷之三

一、議院の會議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの

第三四〇号 暴力追放に関する請願
第一一五号、第一一〇九〇号、第一四九六号、
第一六一四号、第一六一五号、第一六一六号、
第一六一七号、第一七一一号、第二二二六号、
第三四八四号、第三五八六号 地方財政確立

調査報告書

運輸事情等に関する調査
右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年十一月二十五日

参議院議長 安井 謙殿

運輸委員長 内田 善利

経過の概要

本委員会は、第八十二回国会において、日航機乗つ取り事件及び墜落事故に関する件、港湾整備に関する件、造船不況対策に関する件、船員の雇用対策に関する件、近海船問題に関する件、欠陥タイヤ及び欠陥バス問題等自動車の検査及び整備に関する件、台風時における気象予報に関する件、東北新幹線建設に関する件、国鉄の落石事故防止対策に関する件、成田空港の燃料暫定輸送に関する件等について関係大臣及び関係政府当局から説明を聴取し、また参考人から意見を聴取して質疑を行つた。
しかし、調査の対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

内閣委員長 塚田十一郎

ての勧告について藤井人事院総裁から説明を聴取
した後、藤井總理府総務長官、藤井人事院総裁、人事院、總理府及び厚生省当局に対し質疑を行つ
たほか、北海道・福岡県・長崎県・沖縄県にそれ
ぞれ委員を派遣する等調査を行つたが、本件は、
その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了す
るに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

内閣委員長 塚田十一郎

環として、第八十二回国会開会中及び閉会後、資
料の収集等調査を進め、また、沖縄、長野及び新
潟の各県に委員派遣を行つたが、その対象が広範
多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至ら
なかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

法務委員長 中尾 辰義

等に關する当面の諸問題について主として資料の
収集を行つた。

次いで、閉会後においては、國際海峽問題、日
韓漁業協定の実施状況等に関する実情調査のため
福岡県及び長崎県に委員派遣を行うなど調査を行
つたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

大蔵委員長 嶋崎 均

経過の概要

本委員会は、第八十二回国会開会中は、主として資料の収集等に努めたが、閉会後は、いわゆる「防衛白書」の内容、P.X.L選定、在韓米軍撤退、F-15の欠陥等の問題について、三原防衛庁長官、国防会議事務局、防衛庁及び法務省当局に対する質疑を行つたほか、北海道・福岡県・長崎県・沖縄県にそれぞれ委員を派遣する等調査を行つたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

地方行政委員長 金井 元彦

本委員会は、第八十二回国会開会中は、主として資料の収集等に努めたが、閉会後は、一般職の職員の給与についての報告並びにその改定につい

経過の概要

本委員会は、第八十二回国会開会中は、主として資料の収集等に努めたが、閉会後は、一般職の職員の給与についての報告並びにその改定につい

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

外務委員長 安孫子勝吉

本委員会は、第八十二回国会開会中において、資料の収集を行つた。

また、同閉会中においては、愛知医科大学の入

経過の概要

本委員会は、第八十二回国会開会中は、主として資料の収集等に努めたが、閉会後は、一般職の職員の給与についての報告並びにその改定につい

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十二回国会開会中、國際情勢等に関する調査(継続事件)

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

地方行政委員長 金井 元彦

本委員会は、第八十二回国会開会中、國際情勢等に関する調査(継続事件)

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

外務委員長 安孫子勝吉

本委員会は、第八十二回国会開会中において、資料の収集を行つた。

また、同閉会中においては、愛知医科大学の入

経過の概要

本委員会は、第八十二回国会開会中は、主として資料の収集等に努めたが、閉会後は、一般職の職員の給与についての報告並びにその改定につい

調査報告書

右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十二回国会開会中、國際情勢等に関する調査(継続事件)

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

建設委員長 小谷 守
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十一回国会開会中、関係資料の収集に努めた。

また、同閉会後においては、地方における建設事業の実情調査のため、委員を二班に分け、北海道、島根県、島根県に委員派遣を行つたほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家財政の經理及び国有財産の管理に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

決算委員長 茂ヶ久保重光
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十一回国会開会中、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査について資料の収集を行つた。

次いで、閉会後においては、沖縄県下における振興開発計画の実施状況、離島の現状等の実情調査のため沖縄県へ委員派遣を行うとともに、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

本委員会は、第八十一回国会開会中においては、その会期が短期間のため調査を行うに至らなかつた。

同国会開会中は、昭和四十九年度決算の審査と並行し、表記の件に関し、銳意資料の収集あるいは委員派遣を行う等、調査を進めてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

経過の概要

本委員会は、第八十一回国会開会中は会期が短

期間であつたため、調査を行うことができなかつた。

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 岡田 広
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十一回国会開会中、個人灾害対策小委員会を設置するとともに、関係資料の収集に努めた。

同閉会後においては、有珠山の噴火による被害の実情調査のため鹿児島県（沖永良部島）へ、地震予知及び災害復旧事業の実情調査のため静岡県へ、災害復旧事業及び赤潮による被害の実情調査のため愛媛県及び香川県へそれぞれ委員派遣を行つた。

また、北海道有珠山の噴火による被害状況、隠岐の島の集中豪雨による被害状況、台風第九号による被害状況及び播磨灘の赤潮による被害状況について政府から報告を聴取し、特に有珠山の噴火活動の状況については、参考人の出席を求め、意見を聴取し質疑を行つたほか、北海道有珠山の噴火に関する件、東海地震に対する道路、新幹線の安全対策に関する件、播磨灘の赤潮による被害に関する件、台風第九号による被害に関する件等について、国土庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行つた。

以上のほか、資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

本委員会は、第八十一回国会開会中、個人灾害対策小委員会を設置するとともに、関係資料の収集に努めた。

同閉会後においては、有珠山の噴火による被害の実情調査のため鹿児島県（沖永良部島）へ、地震予知及び災害復旧事業の実情調査のため静岡県へ、災害復旧事業及び赤潮による被害の実情調査のため愛媛県及び香川県へそれぞれ委員派遣を行つた。

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 岡田 広
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十一回国会開会中においては、その会期が短期間のため調査を行うに至らなかつた。

同国会開会中は、昭和四十九年度決算の審査と並行し、表記の件に関し、銳意資料の収集あるいは委員派遣を行う等、調査を進めてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

経過の概要

本委員会は、第八十一回国会開会中は会期が短

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

公害対策及び環境 片岡 勝治
保全特別委員長

安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十一回国会開会中関係資料の

収集に努めるとともに、閉会後沖縄県に委員派遣を行ひ、沖縄県における交通方法変更に関する件

について質疑を行い、決議を行つたが、その対象

が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

経過の概要

本特別委員会は、第八十一回国会開会中及び閉会後において資料の収集整備につとめるととも

法制定化、田子の浦ヘドロ判決、スモンの行政責任と対策、高山市の上水道の水質、環境庁の複合大気汚染健康影響調査の解析方法等の諸問題について政府に対し質疑を行つたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書
当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)
また、閉会後においては、環境影響評価制度の

本委員会は、第八十一回国会開会中及び閉会後において資料の収集を行う等鋭意調査に努めた。

交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかつた。

交通 安全対策特別委員長 小野 明

参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十一回国会開会中において、当面の物価問題等に関する各種調査資料の収集を行つた。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

科学技術振興対策特別委員長 藤原 房雄

参議院議長 安井 謙殿

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

公職選挙法改正に関する特別委員長 秦野 章

経過の概要

本特別委員会は、第八十一回国会開会中及び閉会後において資料の収集整備につとめるとともに、閉会後、石油及び原子力開発並びに科学技術の振興状況等についての実情調査のため委員を新潟県、富山県及び福井県に派遣する等調査を進めてきたが、対象が広範多岐にわたつてゐるため、

調査を終了するに至らなかつた。

参議院議長 安井 謙殿

本委員会は、第八十一回国会開会中及び閉会後、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多

官 報 (号外)

調査報告書

ロッキード問題に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十二年九月二十八日

ロッキード問題に關する調査特別委員長 梶木 又三

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第八十一回国会開会中において、主として資料の収集等を行い、閉会後は、〔ロッキード社対潜哨戒機P-3C導入内定の経緯、〔右P-3C導入に関するロッキード社の児玉間のコンサルタント契約に係る解約の経緯等各般の諸問題について、三原防衛庁長官、国防會議事務局、警察庁、防衛庁、法務省及び外務省の関係當局に対し質疑を行つたほか、本問題について主として資料の収集等を行うなど鋭意調査に努めたが、結論を得るに至らなかつた。

昭和五十三年一月十三日 参議院会議録追録

明治二十九年三月三十日
郵便物種三種
可認便物

定価 一部 一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電話 東京 五六二一四四一
四四一一(大代) 107